

三中だより

令和4年度 10月号



令和4年10月20日発行
荒川区立第三中学校
(学校通信 No. 10)
校長 小柴 憲一

教員の働き方改革と本校の現状

荒川区教育委員会では平成31年2月に「荒川区立小・中学校における働き方改革プラン」を策定しました。策定に当たっては、平成30年6月から7月にかけて区立小・中学校全教員の1週間の在校時間を調査しました。その結果が、下の表になります。

教員の1週間当たりの平均在校時間

	小学校	中学校
管理職を除く教員	63時間58分	75時間40分

1 教育委員会は在校時間が60時間以上であることを問題としました。

保護者の皆様は、在校時間60時間と言われても、それが多いのか少ないのか判断できず、なぜ問題なのかも分からないと思います。

ここに、民間等の労働時間に対する管理意識との乖離があるのです。

一般的に民間等では、時間外の労働時間が何時間あるかに注目し、その時間の程度により健康面等からの注意喚起をするとともに残業(時間外勤務)手当を支給することになります。つまり、社会的には時間外労働が何時間あるかで、「妥当な労働時間だ」「働き過ぎだ」「過労死ラインだ」と判断しています。

実は、教育委員会も時間外労働時間が何時間になるかで在校時間に対する評価をしていたのです。以下、厚生労働省が示す「過労死ラインに相当する時間」を元に、在校時間との関連をご説明いたします。

厚生労働省は、「過労死ラインに相当する時間」を以下のように示しています。

「脳血管疾患及び虚血性疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準」によれば、月当たりの時間外労働がおおむね45時間を超えて長くなるほど業務との発症との関連性が徐々に強まるとされており、発症前1ヵ月間に100時間、または2ヵ月から6ヵ月平均で月80時間を超えた場合は、業務と発症の関連性が強いとされています。

そこで、教育委員会は時間外労働時間が1ヵ月に80時間を超えないようにするには、週当たりの在校時間は何時間になるかを計算しました。

区立小・中学校の教員の勤務時間は7時間45分です。それを、月曜日から金曜日までの1週間勤務したとすると、7時間45分×5日間＝38時間45分となります。

もし、1ヵ月に80時間の時間外労働をしたとすると、1ヵ月を4週間と考えて、週当たりの時間外労働時間は、80時間÷4週間＝20時間となります。

したがって、38時間45分＋20時間＝58時間45分の在校時間が、1ヵ月の時間外労働80時間相当になると考えたのです。そこで、58時間45分の近似値で分の単位を省略した60時間を基準として、在校時間が60時間以上であることに問題があったのです。

つまり、教育委員会の調査によれば、小・中学校の半数以上の教員が過労死ラインに相当する時間外労働をしているということになるのです。

2 中学校の方が小学校よりも約12時間多いこと主な理由は、「部活動」「学年・学級経営」です。

必ずしも「部活動」「学年・学級経営」だけが原因ではありません。

教育委員会が在校時間60時間以上の教員の各業務時間を分析したところ、小・中学校の教員ともに、最も多く時間をかけている業務から4番目までは同じで、①授業、②成績処理、③授業準備、④学校行事となっており、この4つの合計時間が小学校教員の場合約50時間で、この4業務だけをとり小学校教員

の方が中学校教員より7時間ほど多くなっています。しかし、この4つに続く業務で週当たり5時間以上費やしている業務は、小学校教員では該当業務なしという結果に対し、中学校教員の場合は⑤部活動、⑥学年・学級経営の2つが続いています。

「部活動」についてはご説明する必要はないと思いますが、中学校では放課後すぐに子どもたちが下校して教員中心の時間になるのではなく、部活動指導が継続してあるため、先に挙げた「成績処理」「授業準備」等の業務は部活動指導が終わって18時30分くらいから行うことになります。その他「部活動」では、土曜日・日曜日の練習・対外練習試合・大会参加などもあるため、専門外の種目等の顧問になった教員の、時間には表れない精神的な負担も大きな問題となっています。

「学年・学級経営」では中学校の場合、主に学年経営があげられ、専門委員などの子ども主体の活動で「〇〇コンクール」「〇〇週間」「学年〇〇大会」等、学年で取り組む活動が多くなります。そのため、中心となる子どもたちを動かすための綿密な計画を練る必要があり、それに伴い学級経営計画を作成する必要も出てくるため、この業務の時間が増えてくるものと考えられます。

3 教育委員会は「1週間あたりの在校時間が60時間以上の教員ゼロを目指します」という、プランの目標を掲げました。

小学校教員・中学校教員により業務の特殊性に違いはありますが、教育委員会としては過労死ラインに相当する時間外労働にならないよう、在校時間について上記の目標を掲げました。

4 プラン作成後、出退勤システムが全校に導入されました。

従来、管理職が教員の出勤を管理する方法は「出勤簿に押印する」ことだけで、在校時間を把握するのは教員からの自己申告に基づいていました。しかし、荒川区では令和2年度から全校に出退勤システムが導入されたため、教員は出勤時と退勤時に打刻すれば自動的に労働時間等が計算されていくようになりました。民間等では当たり前のことですが、23区の公立小・中学校では令和元年度・令和2年度に導入された区がほとんどです。

5 時間外労働時間が自動計算されるようになったため、在校時間を計算する必要なく民間等と同様に各教員の労働状況を把握できるようになりました。

本校では令和2年度から、過労死ラインに相当する時間の把握のため、時間外労働時間を教員一人一人個別にデータを記録するとともに、月ごとの一人当たりの平均を集約してまいりました。それが以下の表です。

年度別月ごとの一人当たりの平均時間外労働時間

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
R2	23.2	17.7	81.1	90.3	46.2	81.5	89.2	78.7	82.7	57.3	64.2	74.1	65.5
R3	85.8	81.8	79.9	70.7	11.1	67.7	77.2	70.9	62.5	55.8	38.0	65.0	63.3
R4	76.5	75.8	76.0	56.1	9.2	61.8							59.2

※R2の4・5月は3月から続く学校閉鎖期間でした。

6 地道ではありますが改善傾向にはあります。

表を縦に見て、R2からR4までを比較してみると、わずかではありますが減少傾向になっていることが分かります。また横に見ると、月によって繁忙期があることも分かります。

学校の経営方針にも記載しましたが、校長としては常々「出勤した時刻には、遅くとも退勤するように」と言っております。つまり、もし朝7時30分に出勤したなら、遅くとも夜の7時30分には退勤するようにということです。これが、1ヵ月の時間外労働時間が80時間を超えない目安であり、1日の目標としています。十分な目標ではありませんが、令和2年度の状況を改善するため、まずはそこから始めました。

7 平均値はマジックです。

ただし、上記の表の数値は平均値であり、全員がその時間ではないということに留意しなければなりません。つまり、1ヵ月の時間外労働時間が45時間未満で健全な生活をしている教員もいれば、1ヵ月の時

間外労働時間が100時間を超える過労死ラインになっている教員もいるということです。

例えば、今年度でも8月を除いてすべて100時間以上の時間外労働をしている教員がいます。また、1月ではありますが140時間以上の時間外労働をした教員もいます。

問題は、その教員の「仕事が遅い」とか「意識が低い」ということではないのです。その教員に業務が集中してしまうようなマネジメントをした管理職に責任があるということであり、私自身反省している点です。

8 管理職にはまだ問題があります。

1ページでも述べた通り、教員の勤務時間は7時間45分ですが、勤務時間以外に45分間の休憩時間があります。休憩時間は、一般的に民間等では昼休みに設定することが多く、外に食事に行ったりすることもあるかと思えます。私が区役所で勤務していたときも、昼休みは正午からで、外食する職員がいれば、自席で食事をしたあと仮眠をとっていたり、スマートフォンで調べ物をしていたりなど、職務に縛られることなく自分の時間を使っている職員が多く見られました。

学校の教員に与えられた休憩時間も、職場を離れてもいいし仮眠してもいいし、すなわち職務に専念する義務から解放される時間帯なのです。

本校では、昼休みの13時05分から13時25分と放課後の16時から16時25分の合計45分間の休憩時間を設定していますが、昼休みは、安全配慮義務を果たすための校庭・体育館・廊下における子どもたちの観察・管理や子ども個別の教育相談があったり、短時間での委員会や部活のミーティングがあったりします。また、放課後は部活動があり、「活動場所には顧問がつくように」と指示を出しているため、結果的に45分間の休憩は取らせていないのが実情です。

9 国内で議論されている制度上の問題

昭和41年に当時の文部省が教員の勤務状況調査を実施し、「1週間当たりの時間外労働時間は1時間48分」という実態を把握しました。そして、昭和46年に制定された給特法(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法)では「教員の職務は自発性・創造性に期待する面が大きいということ、また、修学旅行や遠足などの学校外の教育活動や、家庭訪問、学校外の自己研修などの教員個人での活動などの勤務態様の特殊性から、時間外勤務手当ては支給しないこととする代わり、給料月額4% (20万円の月額であれば8千円)に相当する教職調整額を支給する」と定められました。

現代では、この規定が「今の教員の時間外労働の実態に合っていない」「教員の業務量の個人差に適應していない」「一律4%という数値が実態に即していない」「教員のモチベーションの低下につながっている」などの指摘により見直すべきという専門家の意見も出ています。

10 一番は子どもたちのためです。

学校とは、教員と子どもが人間的な関わりをし、個々の子どもの特性に応じて補う面を補い、伸ばす面を大いに伸ばしていく場です。そこには、他の子どもとの関係性も考慮に入れながら効率よく進めていく必要があります。そのために大切なことは、指導する教員が心身ともに健康であるということと、教員と子どもがゆったりと向き合う時間を大いにとっていくことなのです。

私は「教員の働き方改革」とはそのために取り組むべきことだと考えています。

個々の教員には家族がおり、小さな子どもを保育園へ送り迎えしなければならない教員がいます。パートナーに持病があり、家事をすべてやらなければならない教員がいます。要介護に認定された高齢の親の介護を毎日行わなければならない教員がいます。それぞれ私生活において果たさなければならない役割を果たした上で、心身ともに健康な状態で職務に当たることにより、公私のバランスがとれ、安定した私生活を背景として、充実した教育活動、子ども一人一人を大事にする教育を行うことができるようになるのではないかと考えます。

日本国民の「学校文化」に対する認識と理解を考えたとき、一朝一夕に教員の働き方改革を推進していくことは大変困難なことだと思います。ただし、荒川区教育委員会が「荒川区立小・中学校における働き方改革プラン」に位置付いた様々な事業を展開しているように、何よりも子どもたちのために、地域・保護者の皆様に理解される取組を、今の制度や社会的認識の中で取り組んでまいりたいと思います。

中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)について

3年生の保護者の方はご存じのことですが、1・2年生の保護者の皆様にも、今後のお子さんへの進路指導のためお知らせいたします。

東京都教育委員会では、①中学校における生徒の英語「話すこと」の力を評価し、英語教育の充実や改善に役立てること、②都立高等学校入学者選抜において、英語「話すこと」の能力について ESAT-J の結果を活用し、義務教育の学習の成果を的確に測定することを目的として、これまで、公立中学校に在籍する第3学年の全生徒を対象に、在籍校を会場として英語スピーキングテストを試行してまいりましたが、今年度より本格実施となり、都立高等学校入学者選抜にもテスト結果が反映されるようになります。

今年度は、11月27日(日)に都立学校や民間施設でテストが実施されます。

問題は「質問を聞いて応答する問題」「ストーリーを英語で話す問題」などで、テスト結果は、A～Fの6段階で評価され、それを点数化して学力検査の得点と調査書点の合計に加えて、総合得点として算出されることとなります。

詳しい説明や過去の中学校英語スピーキングテストの問題はホームページで閲覧できたり聴いたりすることができますので、是非一度、ご覧になったり体験したりしてみてください。

※【特設ページ】中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)

<https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/esat-j.html#moku9>

もしくは「中学校英語スピーキングテスト」で検索してください。

高倉 亜美 教諭が産休に入ります

11月3日(木)より高倉 亜美 教諭が産休に入ります。

産休代替教員として、小高 海穂 教諭が勤務を開始します。小高教諭には1学年副担任をお願いしました。1年C組は、宮川 奈那子 教諭が担任として受け持ちます。

両教員とも不慣れな点があるため、保護者の皆様にもご心配をおかけすることがあるかもしれませんが、学年教員だけでなく管理職も指導に当たりながら業務に当たりますので、ご支援いただきますようよろしくお願いいたします。

お知らせ

●令和4年度中学生の「税についての作文」審査において以下の成績を収めました。

年	氏名	作品名	受賞内容
3	元木 夏美	税金の捉え方	(上部団体上申中)
3	水落 菜月	税が生み出す大きな価値	荒川税務署長賞
3	加藤 愛子	身近に存在する見えない「税金」	荒川納税貯蓄組合連合会優秀賞
3	小原 ゆい	税との距離を縮めるふるさと納税	荒川納税貯蓄組合連合会奨励賞

●10月16日(日)に開催された「第33回南千住なかよしまつり」に、本校防災部から以下の子どもたちがボランティアとして参加しました。

1年 細野 桃花、弘松 帆夏、渡邊 美月

2年 新井 琉南、清水 葵、福岡 優太

●バレーボール部が新人戦第5ブロック(中央区・台東区・荒川区・足立区)大会において以下の成績を収めました。

ベスト4⇒都大会進出決定

●第75回東京都中学校支部対抗陸上競技選手権大会(都大会)に荒川区代表として出場した選手が女子共通200mの種目で以下の成績を収めました。

バログン ハル(2年) 第2位 26秒08